

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設ニュース

vol. 7 平成21年2月発行

ふじみ衛生組合（組織市：三鷹市・調布市）

新年を迎えて1ヶ月が過ぎ、梅の開花のたよりが届く季節になりました。

新ごみ処理施設の整備事業につきましては、平成25年度の稼働に向けて着々と建設の準備を進めています。

今号では、昨年12月に公表しました「新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針【変更版】」の概略と実施計画で公表済みの排水対策をご紹介します。

- 1 事業の実施方針は、この事業をPFI的手法による公設民営方式（DBO方式）で実施するために公表するもので、公平性・透明性の観点から、事業に関する情報を早く、かつ広く周知するものです。このことによって、民間事業者への準備期間の提供と周辺住民の皆様や一般の方々がホームページ等を通して情報を得る機会となります。

実施方針の主な内容は、前号でご説明しました「特定事業の選定」をはじめとする「民間事業者の募集・選定」や「民間事業者の責任の明確化」等が記述されています。

一例を挙げますと、民間事業者の募集・選定の項では、事業に参画する資格を有し、かつ提案内容が技術的観点から、組合が示す性能要件を満たすことが必要となります。また、選定に当たっては、公平性・透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行います。

なお、総合評価は、学識者等で構成する事業者選定委員会（会議は原則公開）が非価格要素審査と価格審査を行い、点数化したうえで順位をつけ組合に報告します。組合では、その報告を受けて、落札者を決定し、その結果を公表します。

落札した民間事業者は、組合と基本契約を締結します。この基本契約に基づいて組合は、建設請負事業者と設計・建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結します。

このように、実施方針では、事業の流れや留意事項等が記述されています。

* 参考資料として、事業に係るリスク分担、主要な契約条件等を添付しています。

2 排水対策

（1）排水放流基準の設定

場外への排水は、下水道法施行令及び調布市下水道条例に定める排水放流基準以下とします。

(2) 環境保全対策

新ごみ処理施設では、排水は河川等の公共水域への放流はしません。また、水資源の有効利用の観点からプラント系排水は、処理したうえ施設内で極力再利用する方式を採用します。なお、再利用できず残ったプラント系排水及び生活系排水は、調布市の排水放流基準に従い、公共下水道に放流するものとします。

雨水（屋根排水を含む。）は貯留槽で貯留し、極力、再利用を図ります。余剰となった雨水については、公共下水道に放流します。（現在、雨水の地下浸透を検討しています。）

【プラント系排水】

焼却に伴って発生するプラント系排水は無機物を中心とした排水であり、凝集剤等により沈殿物を生成し、それをろ過することによって処理します。

また、洗煙排水は、重金属を含むことから硫化物法凝集沈殿ろ過^{ろ過}やキレート凝集沈殿^{ろ過}などを用いて重金属除去処理を行います。

）硫化物法凝集沈殿ろ過：重金属を難溶性の硫化物に化学反応させ、沈殿除去する方法

キレート凝集沈殿ろ過：キレート剤を添加し、難溶性の塩を形成させ、沈殿除去する方法

【洗車排水】

オイルトラップ^{ろ過}等で油水分離し、プラント系排水と合わせて適正な処理を行い、公共下水道に放流します。

）オイルトラップ：油分と水の比重の差を利用し、油分を浮上分離させて除去する装置

【生活系排水】

生活系排水は、直接公共下水道に放流します。



* ご意見・ご質問や説明会開催のご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。



連絡先 ふじみ衛生組合 担当：木村、田中
電話 042-490-5374